

事業所得(一般)

欄へご記入の上、消費税申告の際にご持参ください。

(対象者:手書き・BRA(消費税設定なし))

課税取引金額計算表

(令和 年分)

I. 収支計算書

・当初から課税事業者である方は、1/1~12/31の集計金額
 ・インボイス登録を機に課税事業者になった方は、登録日~12/31の集計金額 } を記入。

科 目	集計金額	(※1)	課税取引金額	うち 軽減税率8% 適用分	Dのうち経過措置(8割 控除)の適用を受ける 課税仕入高	うち 標準税率10% 適用分	Fのうち経過措置(8割 控除)の適用を受ける 課税仕入高
		Aのうち課税取引に ならないもの					
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①						
期首商品棚卸高	②		←免税事業者が、新たに課税事業者となる前日に所有する棚卸資産の場合に消費税額の調整(加算)。				
仕入金額	③						
小計(②+③)	④						
期末商品棚卸高	⑤		←課税事業者が、新たに免税事業者となる日に所有する棚卸資産の場合に消費税額の調整(減算)。				
差引原価(④-⑤)	⑥						
差引金額 (① - ⑥)	⑦						
租 税 公 課	⑧						
荷 造 運 賃	⑨						
水道光熱費	⑩						
旅費交通費	⑪						
通 信 費	⑫						
広告宣伝費	⑬						
接待交際費	⑭						
損害保険料	⑮						
修 繕 費	⑯						
消 耗 品 費	⑰						
減価償却費	⑱						
福利厚生費	⑲						
給 料 賃 金	⑳						
外 注 工 賃	㉑						
利子割引料	㉒						
地 代 家 賃	㉓						
貸 倒 金	㉔						
	㉕						
	㉖						
	㉗						
	㉘						
	㉙						
	㉚						
雑 費	㉛						
計	㉜						
差引金額	㉝						
③ + ㉜	㉞						

II. 譲渡、購入(事業用車両等の下取、売却や購入など)

科 目	集計金額	(※1)	課税取引金額	うち 軽減税率8% 適用分	Dのうち経過措置(8割 控除)の適用を受ける 課税仕入高	うち 標準税率10% 適用分	Fのうち経過措置(8割 控除)の適用を受ける 課税仕入高
		Aのうち課税取引に ならないもの					
譲渡収入(下取、売却)							
取得価額(購入)							

その他課税売上高に含めるもの(雑所得(業務)など)がある場合も同様に区分すること。

- ※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
 また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
- ※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率8%が適用される場合があります。
 (リース契約や家賃などの一部の経費)

簡易用

欄へご記入の上、消費税申告の際にご持参ください。

(対象者:手書き・BRA(消費税設定なし))

課税取引金額計算表

(令和 年分)

I. 収支計算書

・当初から課税事業者である方は、1/1～12/31の集計金額
 ・インボイス登録を機に課税事業者になった方は、登録日～12/31の集計金額 }を記入。

科 目		集計金額 A	(※1)	課税取引金額 C(A-B)	うち 軽減税率8% 適用分 D	うち 標準税率10% 適用分 E
			Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①					
	第1種					
	第2種					
	第3種					
	第4種					
	第5種					
	第6種					
	その他		支援金や補助金 はこちらへ記入↓			

II. 譲渡(事業用車両等の下取、売却など)

科 目	事業 区分	集計金額 A	(※1)	課税取引金額 C(A-B)	うち 軽減税率8% 適用分 D	うち 標準税率10% 適用分 E
			Aのうち課税取引に ならないもの B			
譲 渡 収 入 (下取、売却)	第4種					

※その他課税売上高に含めるもの(雑所得(業務)など)がある場合も同様に区分すること。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率8%が適用される場合があります。

(リース契約や家賃などの一部の経費)

(参考) 事業区分について

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいいます。)	90%
第2種事業	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のものをいいます。)	80%
第3種事業	農業(※)、林業(※)、漁業(※)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第1種事業、第2種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。 ※令和元年(2019年)10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除きます。)からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第3種事業から第2種事業へ変更されています。	70%
第4種事業	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。	60%
第5種事業	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。	50%
第6種事業	不動産業	40%